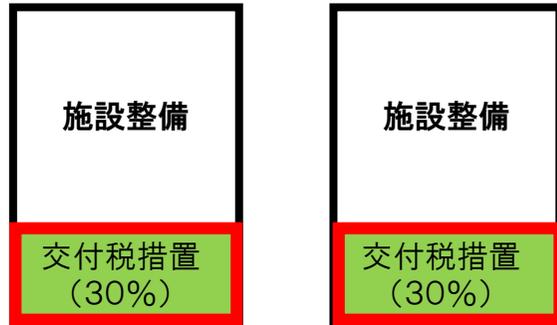


第三セクター鉄道やバス運行に対して 市町村が支援した場合の主な財政措置について

第三セクター鉄道やバス運行に対して市町村が支援した場合の主な地方財政措置

- 第三セクター鉄道会社に対して補助を行うための財源として市町村が地方債を充当した場合、初期投資への補助については、地方債の元利償還金に対する普通交付税措置(JR譲渡資産は45%、施設整備は30%)がある。
ただし、単年度収支への補助については、施設整備に限られる。
- バス事業者に対して、市町村が車両購入費や運行赤字の補助を行った場合、80%の特別交付税措置がある。

第三セクター会社による鉄道運行の場合



普通交付税措置
 特別交付税措置
 交付税措置

※その他、過疎市町村が第三セクター鉄道会社に対して、過疎計画に基づく初期投資や単年度収支への補助を行った場合、過疎債の元利償還金に対する普通交付税措置(70%)がある。

初期投資
への補助

単年度収支
への補助

バス事業者によるバス運行の場合



初期投資
への補助

単年度収支
への補助

第三セクター鉄道やバス運行に対して市町村が支援した場合の主な地方財政措置

長万部・小樽間において活用可能と考えられる地方財政措置

(鉄道の場合、自治体出資が50%以上の第三セクター会社による運行で、貨物列車の走行がないと想定。バスの場合は、民間事業者による運行と想定。)

第三セクター鉄道		第三セクター鉄道・バス	バス運行
①普通交付税措置 【地域鉄道対策事業】	②普通交付税措置 【初期投資に係る特例】	③普通交付税措置 【過疎債（ハード・ソフト）】	④特別交付税措置 【地方バス路線の維持】
第三セクター鉄道会社が行う施設整備に対して、補助を行った場合に、地方債（一般事業債（地域鉄道対策事業））を充当する場合は元利償還金に対して普通交付税措置（充当率100%、元利償還金の <u>30%</u> ）される。	①と同様だが、JRからの譲渡資産に対する補助について、地方債を充当する場合は元利償還金に対して普通交付税措置（充当率100%、元利償還金の <u>45%</u> ）される。 ※①の30%に対し、45%にかさ上げ。	過疎地域持続的発展計画に基づく支援を行った場合、過疎債の元利償還金に対して普通交付税措置（充当率100%、元利償還金の <u>70%</u> ）される。	民間事業者による路線バスの運行費や車両購入費に対して補助した場合、特別交付税措置（措置率 <u>80%</u> ）される。

※ ③の過疎債について、現行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」は、令和13年3月末が期限となっている。

	第三セクター会社による鉄道運行	民間事業者によるバス運行
初期投資への補助	[JRからの譲渡資産（車両を含む）への補助] ②普通交付税措置【初期投資に係る特例】 ③普通交付税措置【過疎債（ハード）】	[車両購入費への補助] ④特別交付税措置【地方バス路線の維持】
	[その他設備、車両検査施設、信号設備への補助] ①普通交付税措置 ③普通交付税措置【過疎債（ハード）】	
	[大規模補修（土木構造物）への補助] 譲渡前に補修した場合：上記[譲渡資産への補助]と同様 譲渡後に補修した場合：下記[施設・設備整備への補助]と同様	
単年度収支への補助	[運行赤字への補助] ③普通交付税措置【過疎債（ソフト）】	[運行費への補助] ④特別交付税措置【地方バス路線の維持】 ③普通交付税措置【過疎債（ソフト）】
	[施設・設備整備への補助] ①普通交付税措置 ③普通交付税措置【過疎債（ハード）】	
その他	[通勤・通学定期券購入への補助] ③普通交付税措置【過疎債（ソフト）】	[通勤・通学定期券購入等への補助] ③普通交付税措置【過疎債（ソフト）】

※ 実際に起債等を行う場合には、適債性などについて更なる検討が必要。